

部活動に係る活動方針

令和4年4月
仙台市立住吉台中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

健康で個性豊かな人格の形成を目指し、自ら学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応できる生徒の育成を図る

- (1) 学校目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育成すること。
- (2) 部活動を通して、本校生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、心身の健康を保持増進し、充実した学校生活を送ること。
- (3) 部活動を通して、本校生徒がスポーツや芸術文化に親しみ、生涯にわたって豊かな生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①各部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②各部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③各部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・各部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・各部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・各部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部・文化部

令和4年度は下記の運動部・文化部を設置することとする。(○は常設、●は特設の部活動)

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
野球	○	○	ソフトテニス	○	○	駅伝	●	●
バスケットボール	○	○	バドミントン	○	○			
吹奏楽	○	○	美術	○	○			

(2) 保護者への説明

- ①部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②各部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会・コンクール等の検討

(1) 参加する大会・コンクール等の精選

- ①各部顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし，本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②各部顧問は，生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して，練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会・コンクールや校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。
 - ※公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。
 - ※業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了解を得て，保護者に協力を求める。

7 その他

- ・本活動方針は，運動部も文化部も基本的に，同じ考えで策定している。今後，新たに国や仙台市の方針が示された段階で，それぞれの部の実情を踏まえて，改善に着手していくように努める。